

氏名(本籍)	窪 <sup>くぼ</sup> 田 <sup>た</sup> 眞 <sup>しん</sup> 二 <sup>じ</sup> (東京都)
学位の種類	教育学博士
学位記番号	博乙第659号
学位授与年月日	平成3年3月25日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
審査研究科	教育学研究科
学位論文題目	イギリスの学校教育における親の教育権に関する研究 ——親の学校選択を軸とした政策・制度改革及び権利の実質化をめぐる 動向の分析——
主査	筑波大学教授 真野宮雄
副査	筑波大学教授 桑原敏明
副査	筑波大学教授 教育学博士 下村哲夫
副査	筑波大学教授 教育学博士 杉原一昭
副査	筑波大学教授 石部元雄
副査	筑波大学教授 教育学博士 片岡暁夫

## 論文の要旨

本論文は、序論、2部(計10章)、結論、付録からなり、序論から結論までの本論は、ワープロ283枚(400字詰め原稿用紙換算635枚)の分量である。以下、その要旨を述べる。

「序論 研究課題・先行研究の検討」では、「第1章 本研究の課題」で本テーマを研究する意味を述べ、「第2章 日本における親の教育権論及び研究の状況」で先行研究の吟味を通して親の教育権をめぐる研究課題を明らかにし、この問題がもっとも豊かに展開されてきたイギリスをフィールドとして親の教育権に関する「政策」・「制度」・「実質」の3次元から1960年以降の展開過程を総合的に追跡する方法論を提示した。

「第1部 イギリスにおける親の教育権の系譜と政策の動向」では、親の教育権の「制度」とその背後にある「政策」の次元から動向を明らかにすることを目的とした。

「第1章 親の教育権に関する制度改革前史」では、親の教育権の系譜を学校選択権と学校経営参加権に分けて考察した。学校選択権については、ヴァウチャー制度の先駆的プラン(ボーン・プラン)を手掛りとして、2つの系譜があることを明らかにした。学校経営参加権については、1944年教育法以降の学校理事会への親の参加状況の分析を通じて、1960年後半から親の学校理事が増大することを明らかにした。

「第2章 学校選択をめぐる制度と政策——1960年までの教育政策と『親』では、まず、1944年教育

法の関連条項（第76条など）の成立過程を分析し、宗教教育への配慮の背景や問題点を明らかにし、次いで、1960年代の労働党のパブリック・スクール政策を素材として、教育における「公」、「私」（＝親の教育権）の関係の展開を分析した。

「第3章 1970年代における教育政策と親—学校選択を中心として」では、総合制中等学校の導入問題と進学制度における親の学校選択をめぐる労働党と保守党の論理を分析し、両者の相違点や相互の角逐を明らかにした。また、地方教育当局（LEA）レベルの進学手続きを実態調査に基づいて類型化し、親の学校選択権と総合制学校の多様な存在形態があることを実証した。

「第4章 『参加』をめぐる制度と政策の動向」では、1970年代に本格化した公立学校経営への親の参加問題、とりわけテイラー報告書の論理とその実施をめぐる教員団体の反応を分析し、親の教育権の新しい意味を明らかにした。

「第5章 1980年教育法の成立過程の分析」では、1980年教育法の制定に関して、労働党政権下で用意された1978年教育法案と保守党政権下で作成された1979年（第2次）教育法案との審議過程を分析・比較することにより、親の教育権（学校選択権および学校理事会参加権）をめぐる両政党の政策の相違点およびそれを制度化する場合の争点を明らかにした。

「第6章 サッチャー政権の教育政策と親の教育権」では、1980年代における保守党の教育政策ととりわけ1988年教育法の背後にある論理を分析し、親の教育権を重視する政策が「自由競争原理」の導入の一環であることを明らかにした。

「第2部 親の教育権の実質的な意味内容の分析」は、イギリスにおける「親の教育権」の「実質」の次元からその動向を把握することを目的とする。

「第1章 1980年教育法の施行をめぐる論議」では、1980年教育法の実施状況についての諸調査を比較検討し、保守党が期待した「自由競争」よりも地方教育当局のイニシアティブが依然として強い実態などを明らかにした。

「第2章 判例にみる親の教育権」および「第3章 オンブズマン提訴事例にみる親の教育権」では、裁判所とオンブズマンへの提訴事例を分析し、法改正の影響や親が問題とする教育権保障の内容の実態を明らかにした。

「第4章 親の教育権関連団体の活動と機能」では、関連団体の機関誌や年次大会の内容を分析し、政策の動向に応じた親の教育権の論理の深まりと活動の重点の変化を明らかにした。

最後に、「結論 研究結果の総括」では、1960年以後のイギリスにおける展開を総括するとともに、これを踏まえて日本における研究・実践の課題を提示した。

## 審 査 の 要 旨

本研究は、イギリスにおける親の教育権の1960年以降今日までの展開を総合的に追跡する研究であるが、日本においてはもちろんイギリス本国においてもなされたことのない研究である。しかも、教育権の研究においては、普通、（制度）思想的方法が採られるのに対し、本研究は、思想史的方法を

根底に置きながら、「政策」・「制度」・「実質（的実態）」を枠組とする総合的な方法を採用するところにも新機軸が認められる。

この方法により豊かな研究成果を挙げうるためには、幅広い資料収集と一貫した研究枠組が必要である。この点、申請者は、驚嘆に値するほどの多種類の資料（政策文書、議事録、教育法コメント、統計書、判例、オンブズマン提訴資料、教育新聞、団体機関誌など）をよく検索・収集し、不足の資料は自ら作成している（例えば、LEAの進学制度のアンケートによる調査など）。また、研究枠組については、特に、わが国の先行研究を十分に吟味し、今日求められる理論的課題を確認して、これを明確に設定している。

本研究が、イギリスについて明らかにした成果を列挙すれば、以下のようである。その多くはこれまで明確にされたことがないオリジナルな知見である。

- ① 親の教育権がますます拡充の方向にある、
- ② 親の教育権は、近代公教育の発想から現代公教育の発想への転換の過程で、学校選択権のみから学校経営参加権、教育情報へのアクセス権へと中身を広げつつある、
- ③ 親の教育権保障政策は、保守党の専売特許でなく、革新党（労働党）も新しい意味づけをしながら政策の柱としている、
- ④ しかし、親の教育権は自党の利権拡大政策のために利用されやすい、
- ⑤ 親の教育権の制度化の前に、親のこの権利を拡大する運動団体が存在している、
- ⑥ 制度は学校選択権と学校経営参加権を保障する方向で整備されつつある、
- ⑦ しかし、訴訟・提訴事例で保障を要求される親の教育権は、主として学校選択権である、
- ⑧ 他方、運動団体の要求は、学校選択権および経営参加権よりも両者の前提をなす教育情報へのアクセス権である、など。

もともと、この研究はわが国における親の学校教育における「無権利状態権」を考え直すために企図された。したがって、本論文の結びとして、本研究を踏まえて若干の提案がなされている。①公教育の体質の見直し（教師・親のパートナーシップの確立）、②教師の専門職性の意味の再吟味（開かれた専門職性へ）、③親の日常的学校参加の慣行の醸成から始めるべきこと、④親の教育権を推進する運動団体の存在を、などをそれである。やや遠慮ぎみの提案ではあるが、いずれも本研究から引き出される当を得た提案である。このことが可能となったのも、先に述べた研究枠組、研究課題の明確さの故であろう。

以上により、本論文は極めて優秀なものであると評することができる。

よって、著者は教育学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。